

第2編

南海トラフ地震防災 対策推進計画編

平成27年 3月 3日 全改定

平成29年11月22日 一部改正

令和 2年10月27日 一部改正

令和 5年 6月29日 一部改正

第2編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 計画の趣旨

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお計画の策定に当たり、南海トラフ地震防災対策推進計画作成例及び県地域防災計画（平成26年3月）の津波災害対策編を参考とした。

第2節 南海トラフ地震の被害想定

1. 地震の特徴

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生している。国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震として、平成25年に南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害を想定し、公表した。さらに、令和元年に国は最新のデータに基づき、各種被害の想定を公表した。県は、平成25年にこの国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。また、令和2年に、地震、津波は平成25年の結果を用いて、そのほかは最新のデータに基づき、各種被害の想定を再計算した。

1.1 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。

資料編【2.1.2.1】 県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデル

1.2 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

資料編【2.1.2.2】 津波断層モデル

2. 被害想定概要

2.1 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定した。

以上の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。予測される震度分布は、以下のとおり。

資料編【2.1.2.3】 予想される震度分布

2.2 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。予測される津波浸水想定は、以下のとおり。

これによると、最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達するとしている。

資料編【2.1.2.4】 津波の想定結果

2.3 被害想定について

県内に影響の大きい次の2つのケースについて、各種想定を行った。

ア 想定ケース①

内閣府(2012年)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑩)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

イ 想定ケース②

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

宮崎県の平成25年度の被害想定では、「想定ケース①」と「想定ケース②」の地震・津波はいずれも最大クラスの規模であったため、大きな被害が想定されていたが、これまでの取り組み(耐震改修の促進、津波避難施設の設備や指定、県民の津波避難意識の把握など)により、被害は前回と比べて減少している。

資料編【2.1.2.5】 最大震度及び最大津波高

資料編【2.1.2.6】 被害想定

(1) 建物被害

津波による建物被害は、想定ケース②の場合、町で全壊約2,100棟、半壊約1,100棟である。県内全域では、全壊約21,000棟、半壊約20,000棟と想定されている。

資料編【2.1.2.7】 想定ケース①②冬18時(建物被害)

(2) 人的被害(死傷者数)

津波による人的被害は、想定ケース②の冬深夜の場合、町では死者約910人、負傷者80人、県内全域で死者約10,000人、負傷者1,500人と想定されている。

資料編【2.1.2.8】 想定ケース①②（人的被害 死傷者数）

(3) 人的被害（要救助者数）

津波による要救助者は、想定ケース②の冬深夜の場合、町では約 230 人、県内全域で 11,000 人と想定されている。

資料編【2.1.2.9】 想定ケース①②（人的被害 要救助者数）

(4) ライフライン被害（上水道）

断水率は想定ケース②の場合、被害直後の町では給水人口約 18,000 人、断水人口は約 18,000 人で断水率はほぼ 100 パーセント、県内全域で給水人口約 1,068,000 人、断水人口 1,034,000 人、断水率は 97 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では断水人口は約 7,800 人で断水率は 44 パーセント、県内全域で断水人口 234,000 人、断水率は 22 パーセントと想定されている。

資料編【2.1.2.10】 想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）

(5) ライフライン被害（電力）

機能支障率は想定ケース②の場合、被害直後の町では電灯軒数約 9,500 軒、停電軒数は約 9,200 軒で停電率は 97 パーセント、県内全域で電灯軒数約 644,000 軒、停電軒数約 591,000 軒、機能支障率は 92 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では停電軒数は約 3,300 軒で停電率は 35 パーセント、県内全域で停電軒数 47,000 軒、停電率は 7 パーセントと想定されている。

資料編【2.1.2.11】 想定ケース①②（ライフライン被害 電力）

(6) ライフライン被害（通信）

① 固定電話

不通回線率は想定ケース②の場合、被害直後の町では回線数約 4,600 回線、不通回線数は約 4,500 回線で不通回線率は 98 パーセント、県内全域で回線数約 377,000 回線、不通回線数約 311,000 回線、不通回線率は 92 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では不通回線数は約 1,500 回線で不通回線率は 33 パーセント、県内全域で不通回線数 18,000 回線、不通回線率は 5 パーセントと想定されている。

② 携帯電話

不通ランクは想定ケース②の場合、被害直後の町では停波基地局率 14 パーセントで不通ランクは A、県内全域で停波基地局率は 13 パーセントで不通ランクは A となり、被災 1 週間後で町では停波基地局率 49 パーセントで不通ランクは A、県内全域で停波基地局率は 21 パーセントで不通ランク外と想定されている。

資料編【2.1.2.12】 想定ケース①②（ライフライン被害 通信）

(7) 交通施設被害

道路の津波浸水被害（箇所）は想定ケース①の場合、町では約 40 箇所、県内全域で数約 320 箇所と想定されている。

漁港の被害は想定ケース①の場合、門川漁港で岸壁の被害として 6 箇所、その他係留施設の被害として 10 箇所が想定されている。

資料編【2.1.2.13】 想定ケース①②（交通施設被害）

(8) 生活への影響（避難者）

避難者の数は想定ケース①の場合、被災 1 日後の町では避難者数約 13,000 人でそのうち、避難所に約 8,300 人、避難所外に約 4,200 人、県内全域では避難者数約 307,000 人でその内避難所に約 196,000 人、避難所外に約 112,000 人と想定されている、被災 1 ヶ月後で町では避難者数約 12,000 人のうち、避難所に約 3,600 人、避難所外に約 8,500 人、県内全域では避難者数約 361,000 人でその内避難所に約 108,000 人、避難所外に約 253,000 人と想定されている。

資料編【2.1.2.14】 想定ケース①②（生活への影響 避難者）

(9) 生活への影響（帰宅困難者）

帰宅困難者の数は想定ケース①②共に、町では就業者・通学者数が約 7,700 人で帰宅困難者が約 690 人、県内全域では就業者・通学者数が約 558,000 人で帰宅困難者が約 46,000 人と想定されている。

資料編【2.1.2.15】 想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）

(10) 生活への影響（物資需要量）

必要とする物資の需要量は想定ケース①の場合、被災 1 日後の町では食糧約 30,000 食、飲料水約 52,000 リットル、毛布 16,000 枚、県内全域では食糧約 705,000 食、飲料水約 2,726,000 リットル、毛布 323,000 枚と想定されている。被災 1 ヶ月後の町では食糧約 13,000 食、飲料水約 33,000 リットル、毛布 7,100 枚、県内全域では食糧約 390,000 食、飲料水約 731,000 リットル、毛布 154,000 枚と想定されている。

資料編【2.1.2.16】 想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）

(11) 生活への影響（医療機能）

医療需要は想定ケース①の場合、町では要入院約 450 人、要外来約 210 人、県内全域では要入院約 15,000 人、要外来約 8,300 人と想定されている。

資料編【2.1.2.17】 想定ケース①②（生活への影響 医療機能）

(12) 災害廃棄物等

災害廃棄物等は想定ケース①の場合、町では災害廃棄物が約 60 トン、津波堆積物が約 20 トンと想定されている。県内全域では災害廃棄物が約 1,200 トン津波堆積物が約 330 トンと想定されている。

資料編【2.1.2.18】 想定ケース①②（産業廃棄物等）

(13) その他の被害（避難行動要支援者）

避難行動要支援者の避難者の数は想定ケース①の場合、被災 1 日後の町では避難者数約 2,800 人でその内、避難所に約 1,800 人、避難所外に約 930 人、県内全域では避難者数約 68,000 人でその内避難所に約 43,000 人、避難所外に約 25,000 人となり、被災 1 ヶ月後で町では約 2,700 人でその内、避難所に約 800 人、避難所外に約 1,900 人、県内全域では避難者数約 79,000 人でその内避難所に約 24,000 人、避難所外に約 55,000 人と想定されている。

資料編【2.1.2.19】 想定ケース①②（その他の被害 避難行動要支援者）

(14) その他の被害（避難行動要支援者の内訳）

避難行動要支援者の 1 週間後の避難所避難に占める避難者数の内訳は想定ケース①の場合、町では 65 歳以上の単身高齢者約 570 人、身体障害者約 630 人、県内全域では 65 歳以上の単身高齢者約 17,000 人、身体障害者約 13,000 人と想定されている。

資料編【2.1.2.20】 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者 1 週間後の避難所避難者に占める）

(15) その他の被害（孤立集落）

孤立集落は想定ケース①の場合、町では 0 箇所、県内全域では農業集落 41 箇所、漁業集落 30 箇所と想定されている。

資料編【2.1.2.21】 想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）

(16) 経済被害（資産等の被害）

建物被害額は想定ケース①の場合、県内全域で 3.4 兆円と想定されている。

資料編【2.1.2.22】 想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）

(17) 経済被害（生産・サービス低下による影響）

農林水産業に対する影響は想定ケース①の場合、県内全域で 1.6 兆円と想定されている。

資料編【2.1.2.23】 想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）

(18) 経済被害（交通寸断による影響）

交通寸断による道路の人流の影響は、想定ケース①の復旧完了までに1ヶ月の場合、県内全域で1.1（百億円）と想定されている。

資料編【2.1.2.24】 想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）

第3節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

県が公表した最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達すると想定されており、5メートル以上の津波被害が発生するおそれのあるとされる地区は次のとおり。

1. 南町地区

当区域の海拔は3.5メートル～10.0メートルである。避難場所は、クリエイティブセンター屋上、日向病院3階以上のフロアー、南町1区の潤島神社周辺の山や南町2区の梶木山、更に南ヶ丘公民館付近である。

2. 上町・本町・中須地区

当区域の海拔は2.9メートル～8.9メートルである。避難場所は、門川町役場、門川小学校屋上、平城ふれあい広場、愛宕山、中央公民館等である。

3. 尾末8地区

当区域の海拔は1.7メートル～10.0メートルである。避難場所は、中央公民館、西ノ山高台、上ノ山高台、門川小学校屋上等である。

4. 加草地区

加草1区が3.4メートル～5.4メートルで避難場所は永願寺周辺の山手。加草2区が2.2メートル～3.8メートルで、避難場所はじんじん山や加草地蔵尊及び加草愛宕山。加草3区が2.2メートル～4.8メートルで、避難場所は草川小学校屋上や須賀崎配水地、加草地蔵尊。加草4区が1.9メートル～3.6メートルで避難場所は須賀崎配水地、草川小学校屋上。加草5区が2.0メートル～4.3メートルで、避難場所は草川小学校屋上、庵川近隣公園等である。

5. 須賀崎地区

当区域の海拔は1.6メートル～4.1メートルで、避難場所は須賀崎配水地、庵川西近隣公園等である。

6. 庵川西地区

当区域の海拔は1.9メートル～5.8メートルで、避難場所は庵川西近隣公園、心の杜、総合福祉センター及び自宅周辺の裏山である。

7. 庵川東地区

当区域の海拔は2.1メートル～3.5メートルで、避難場所は総合福祉センター、法蔵寺、及び自宅周辺裏山等である。

第4節 実施事業の種類と達成期間

町津波避難の対象施設等地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりとする。

- (1) 学校給食共同調理場の高台移設（令和4年度完了）…教育課
浸水区域外に、備蓄倉庫や非常時の炊飯設備を有した施設を設置する。
- (2) 町道加草～中村線の整備（令和2年度～）…建設課
国道10号と県道土々呂日向線を結ぶ都市計画道路を整備することにより、国道から県道・高速道路（門川南スマートインターチェンジ）を結ぶ災害時の緊急輸送路として活用が図られる。
- (3) 中央公民館の耐震工事及び対策本部仕様改築、備蓄倉庫の整備、自家発電機の設置（平成27年度完了）…教育課
- (4) 文化会館避難所整備（平成27～令和7年度）…教育課
屋上避難階段、屋上手摺、夜間照明、屋根等の設置を行い、高台に避難することができない利用者の避難場所の確保を行う。
- (5) 各避難所への誘導標識を50か所程度増設（平成27～令和7年度）…総務課
- (6) 消防機庫整備（平成28～令和8年度）…総務課
津波浸水区域内にある消防機庫が地震や津波による全壊を免れ、事後の災害応急対策の拠点となるべく整備を行う。
- (7) 防災活動拠点整備（平成28～令和8年度）…総務課
大規模災害発災時に、支援部隊等の駐留拠点及び支援物資の物流拠点となる防災ステーション等の整備を行う。
- (8) 新庁舎を整備する（令和2年度完了）…新庁舎建設室
平成23年の東日本大震災や同28年の熊本地震では、多くの市町村庁舎が壊滅的な被害を受け、その後の復旧・復興活動に大きな支障が出ている現状があります。そのため、建設後約50年を経過した門川町役場庁舎を新たな防災拠点施設として整備する。

第2章 地震津波に関する備え

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (8) 通信施設の整備
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
石油コンビナート等特別防災区域に係る町、県及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

1. 都市防災構造の強化(避難路の整備等)

1.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、津波による被害を最小限にするためには、津波に強いまちづくりを進めることが重要である。

今後、津波防護施設の整備や住民避難などハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による推進を規定した「津波防災地域づくりに関する法律」等の活用も検討しながら、将来にわたって安心して暮らすことのできる津波災害に強い地域づくりについて、住民との連携を図りながら、長期的課題として検討する。

1.2 防災都市づくり計画の策定

町は、地震・津波に強い都市づくりを計画的に推進するため、防災都市づくりの計画を策定するよう努める。

また、津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。

1.3 防災空間の確保

町は、地震・津波に強い都市づくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

防災空間の確保については、「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.2 防災空間の確保」によるものとする。

1.4 都市の再開発等の推進

都市の再開発等の推進については、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.3 都市の再開発等の推進」に基づき実施する。

(1) 河川施設の整備

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点、緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(2) 海岸施設の整備

海岸管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行う。

(3) 都市公園施設の整備

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

1.5 緊急避難場所、避難路の確保

緊急避難場所等の確保について、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.4 緊急避難場所の確保等」によるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の確保

町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

① 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

② 高台

高台については、昇降道（階段）や照明灯及び整地や防護柵等の設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

③ 複合型の津波避難施設

高台がなく、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害発生時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設の整備を行う。

(2) 避難路の確保

町は、地震の揺れによる段差の発生、避難行動に伴う車両の増加、停電時における信号滅灯等による交通渋滞又は事故を考慮し、高台に向かう道路の整備等、地域の実態に応じた避難路を確保する。

1.6 町役場庁舎及び代替施設

① 町役場庁舎の整備

町は、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、高台の旧松寿園跡地（平城東 1 番 1 号）に防災拠点施設として新庁舎建設を建設を行った。

② 代替施設の検討

町は、津波で被災した場合に町役場庁舎に代わる施設をあらかじめ検討する。また、代替施設においても迅速な対応ができるよう、通信設備の設置及び非常用発電機等の燃料確保について検討する。

1.7 重要施設の立地誘導

町は、町有施設、要配慮者に関わる施設等について、浸水の危険性の低い場所に立地するよう誘導及び整備を図る。

2. 海岸・河川施設の整備と管理（県防計画）

2.1 基本方針

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、町、県、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。

2.2 海岸保全施設

(1) 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

① 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

② 災害危険箇所を定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

2.3 河川施設

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

- (2) 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備
災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

- (3) 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメータシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

3. 道路等交通関係施設の整備と管理

3.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査地震被害想定調査においては、道路等の公共施設の被害が想定されている。

道路等交通関係施設の設備と管理については、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 7. 道路等交通関係施設の設備と管理」に基づき実施する。

3.2 道路施設等

町は、避難対象地域から住民等が迅速に避難行動が実施できるよう支援するため、避難誘導の標識整備に努める。

3.3 港湾、漁港施設

(1) 港湾

- ① 想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
- ② 港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- ④ 港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- ⑤ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(2) 漁港

- ① 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- ② 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 油類等危険物の流出防止対策
- ④ 沈船、漂流物等の除去対策
- ⑤ 主要漁港の補完として、門川漁港及び庵川漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1.1 津波監視体制の整備

町は、震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

【2.2.2.1】 津波監視場所

監視場所	監視者	監視情報
門川町役場屋上	消防団員・消防職員	海面変化
遠見山中継所		

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上からの監視

ア 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

ウ 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努めるものとする。

1.2 画像伝送システムの整備充実

総合情報ネットワークを通じて、防災ヘリからの災害現場画像情報を迅速に県及び市町村等で見ることができるシステムを構築している。また、県警ヘリからの映像及び国の河川等の監視カメラの映像も見ることができるよう整備している。

1.3 町防災行政無線の整備

町防災行政無線の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 2. 2.3 防災行政無線の整備」によるものとする。

1.4 通信訓練、研修会の実施等

町及び県は、震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

1.5 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

(1) 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

① 町における情報伝達

町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと町同報無線の自動接続設備の適正な維持管理に努めるものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾周辺の水産事業者等への情報伝達体制を継続する。

② 防災関係機関における情報伝達

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町村や船舶等への津波に関する情報の伝達の迅速化を図るとともに、夜間、休日における確実な津波に関する情報の伝達体制を整えておくものとする。

(参考) 津波に関する情報の種類（県防引用）

宮崎地方气象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

ア 大津波警報→予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合

イ 津波警報→予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合

ウ 津波注意報→予想される津波の高さは高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

エ 津波予報→地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

オ 津波警報等の解除→津波による災害のおそれなくなったと認められる場合

② 津波情報

- ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ウ 津波観測に関する情報
- エ 沖合の津波観測に関する情報
- オ 津波に関するその他の情報

③ 地震解説資料

県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報・注意報を
発表した場合に作成し提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布図、地震活動経過図などの情報。

④ 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表条件

- ・南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード

南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2. 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示を待たずに、自主避難を行うようあらかじめ住民に周知するものとする。

【2.2.2.2】発令基準

区 分	発 令 基 準	避 難 対 象 区 域 等
避難準備・ 高齢者等避 難開始	1:南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 2:南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	・最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ・土砂災害警戒区域等居住者 ・未耐震家屋居住者
避難指示 (緊急)	1:大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	・最大クラスの津波により浸水が想定される区域

3. 避難収容体制の整備

3.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。

このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

3.2 津波避難計画等の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

町は、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月）を踏まえ、住民、自主防災組織、防災関係機関等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。また、策定した津波避難計画の内容を住民等への周知徹底を図るものとする。

津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意するものとする。

① 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、H25.2県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達するとしている。

資料編【2.2.2.3】 宮崎県津波浸水想定_門川町①

資料編【2.2.2.4】 宮崎県津波浸水想定 門川町②

② 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、H25.2「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

③ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出に当たっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

④ 緊急避難場所等、避難路等の指定

町は、指定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては次のような事項により避難行動要支援者の円滑な避難が困難となることが考えられるため、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討するものとする。

ア 徒歩での避難の場合、緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があること。

イ 自動車等を利用した避難の場合、渋滞や交通事故が発生すること。

ウ 自動車等を利用した避難の場合、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げること。

⑤ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

⑥ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防団員、民生委員・児童委員などの安全確保について定める。津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、退避ルールについて地域での相互理解を深め、情報伝達手段の整備などについて定める。

⑦ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統及び伝達方法を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

⑧ 避難指示（緊急）等の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合や強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときなど

において、避難指示（緊急）を発令する基準を定める。避難指示（緊急）の発令基準については、「第1編 第3章 第9節 避難・収容活動」「第2編 第2章 第2節 2. 避難指示等の発令基準」によるものとする。

⑨ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要であり、町は防災ガイドブックとして平成29年3月に配布した。

⑩ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。また、町としては、5月第4日曜日に町一斉避難訓練を計画し参加を呼びかけているところにある。訓練等は継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。

さらに、訓練成果や反省点を津波避難計画等に反映させることも重要である。

⑪ その他の留意点（観光地等の利用者の誘導、避難行動要支援者の避難誘導等）

観光客等、本町の地理や地形に精通していない利用者が利用する施設の管理者や事業者等は、自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

要配慮者等が利用する施設は、津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に避難行動要支援者の避難誘導に対し協力を得るものとする。また、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認を行うために、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら平常時より避難行動要支援者への対応を確認しておく。さらに、情報伝達手段や避難誘導體制の整備等を図るものとする。

3.3 避難場所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所等の指定を行った町は、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」を

まちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

町は「門川町海拔マップ」や「門川町防災ガイドブック」を活用し、各地区の海拔及び津波浸水域について周知する。

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得（特に、徒歩避難の原則、必要最低限の必需品の避難所への携行）

ウ 避難収容後の心得

3.4 避難施設の安全性確保と設備の整備

避難施設の安全性確保と設備の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 7. 7.3 避難施設の安全性確保と設備の整備」によるものとする。

3.5 応急仮設住宅の供与体制の整備

応急仮設住宅の供与体制の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 7. 7.4 応急仮設住宅の供与体制の整備」によるものとする。

3.6 交通対策

(1) 道路管理者及び県公安委員会の交通対策（県防引用）

道路管理者は、津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ県民へ周知するものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定することができるが、このような広域的な交通規制を実施するに当たっては、九州管区警察局及び隣接する県公安委員会等と緊密に連携の上、調整を図り、交通規制の整合性を図るものとする。

(2) 宮崎海上保安部及び海事関係者の交通対策（県防引用）

① 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。

② 宮崎海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等の場を通じて津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難方法等について指導啓蒙を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導及びその交通整理に当たるものとする。

(3) J R九州株式会社の交通対策（県防引用）

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行の停止や旅客や駅に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておくものとする。

4. 要配慮者に係る安全確保体制の整備

4.1 基本方針

近年の災害では、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、町、県及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設、学校等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

4.2 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設等の防災体制の充実について、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.1 社会福祉施設、病院等の防災体制の充実」によるものとする。

4.3 避難行動要支援者の救護体制の整備

避難行動要支援者の救護体制の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備」によるものとする。

4.4 福祉避難所の整備

福祉避難所の指定について、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.2 (5) 福祉避難所の指定等」に基づき実施する。

(1) 福祉施設の指定

町は、津波や土砂災害等から安全性が確保されており、施設内がバリアフリー化されている等の要配慮者に配慮された施設を有する者の同意を得て福祉避難所として指定する。

(2) 福祉避難所の整備

町は、要配慮者における良好な生活環境を確保するために、必要な洋式トイレ、車イス、簡易ベッド等の障がい者及び高齢者に配慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児備品等、女性や子育てに配慮した設備に努める。

4.5 外国人に対する防災対策の充実

外国人に対する防災対策の充実について、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.3 外国人に対する防災対策の充実」によるものとする

5. 防災訓練計画及び防災知識の普及

5.1 防災訓練計画

① 町及び防災関係機関は、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の

強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

- ② ①の防災訓練は、11月5日の津波防災の日津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- ③ ①の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- ④ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- ⑤ 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

5.2 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

- ① 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。
- ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

6. 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課・局、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地

域住民等に対する教育を実施するものとする。町は平成20年4月に「津波ハザードマップ」、23年11月に「門川町洪水・内水氾濫ハザードマップ」、「門川町津波ハザードマップ」を、26年3月に「海拔マップ」、29年3月に「防災ガイドブック」を発行しているが暫時見直し改訂を行い適宜発行するものとする。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(3) 船舶所有者に対する教育

町は以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- ① 沖合で航行・操業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- ② 沖へ退避した船舶は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ③ 港内で作業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難所及び避難場所へ避難すること。

(4) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

① 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 職員の配備体制

大規模地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町その他の防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進し、災害の規模に応じて必要な職員の配備及び動員を図る。

1. 配備体制

町は、津波が発生し、または発生するおそれのある場合には、それぞれ次の基準による体制をとるものとする。

(1) 津波情報収集連絡本部

- ① 宮崎県沿岸部に津波注意報が発表された場合
- ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(2) 津波災害警戒本部

- ① 宮崎県沿岸部に津波警報が発表された場合
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(3) 津波災害対策本部

- ① 宮崎県沿岸部に大津波警報が発表された場合
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

第2節 津波からの防護

1. 津波からの防護

- (1) 町又は河川の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 町又は河川の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - ① 堤防、水門等の点検方針・計画
 - ② 堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ③ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - ④ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - ⑤ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第3節 津波に関する迅速な情報の伝達等

1. 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の連絡体制は以下のとおり。

資料編【2.3.3.1】 津波警報等の連絡体制図

2. 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達

2.1 津波予報の発表・解除とその基準

津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「予報」という。）の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行い、宮崎地方気象台が関係機関へ通知する。

(1) 津波予報の種類

【2.3.3.2】 津波予報の種類

種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合 の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(標記しない)
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合。	—	—
津波情報	津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。	—	—

2.2 津波予報情報伝達計画

迅速かつ的確な津波予報を行うために、宮崎県防災情報端末と連動した固定系防災無線で津波情報一斉伝達を行う。

(1) 警報、注意報発令

① 情報伝達体制

ア 町職員及び消防団は沿岸地域での海面調査を実施する。

イ 潮位の変化を認めた場合は、町長の指示により沿岸地域住民に固定系防災無線で避難の準備又は指示を行う。

(2) 津波予報区

津波予報区及び区域は、宮崎県である。

2.3 異常現象発見時における措置

地震及び津波に関する異常現象を発見した場合は町役場若しくは防災関係機関に通報する。

2.4 監視体制

(1) 監視体制

津波予報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき
- ② 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

(2) 避難指示前の事前措置

町は、海岸付近の住民等へ津波予報の発表があった場合、直ちに海岸から退避、安全な場所に避難するよう周知する。また、可能な限り固定系防災行政無線広報やラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知徹底しておく。

(3) 避難指示

町は、津波予報の発表があった場合、海岸に残留する者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、高所で堅ろうな施設に避難するように指示する。

第4節 避難対策等

町は、津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

資料編【2.3.4.1】 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域

- (1) 町は、津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - ① 地域の範囲
 - ② 想定される危険の範囲
 - ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - ④ 避難場所に至る経路
 - ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）
- (2) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等については、「共通対策編 第3章 第2節 2. 町の活動体制の確立」によるものとする。
- (3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 避難行動要支援者に対しては、避難支援者の避難に要する時間に配慮しつつ、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備」により定めた体制で支援を行うものとする。
- (6) 避難所における救護上の留意事項
 - ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - ② 町は救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 災害発生時における支援活動に関する協定書に基づく、物品などの調達要請
 - イ 県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- (7) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第5節 消防機関等の活動

- (1) 消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 津波警報の情報の的確な収集・伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 管轄区と共同して地区別避難計画の作成を行う。
 - ④ 管轄区と共同して、避難誘導訓練等を行う。

第6節 水道、電気、ガス

1. 水道

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置に努める。

2. 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

3. ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

第7節 交通

1. 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2. 海上

海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

3. 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を行うものとする。

第8節 町が管理等を行う施設等に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、研修所等による措置
 - (ア) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

2.1 町における措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町役場本館以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2.2 学校及び社会教育施設における措置

避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急に関する体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うよう努める。

3. 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4. 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努めるものとする。

消防団の充実について、「共通対策編 第2章 第3節 3. 3.3 消防団の育成」及び「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるものとする。

第10節 帰宅困難者への対応

1. 一斉帰宅の抑止

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉帰宅の抑制対策を進めるものとする。

2. 一時滞在施設等の確保

帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、情報収集連絡本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、津波情報収集連絡本部を設置し、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。初動体制の確立については「第2編 第3章 第1節 1. 職員の配備体制」を、情報の収集や伝達については「第2編 第3章 第3節 津波に関する情報の伝達等」によるものとする。

第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、津波災害対策本部を設置し、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。初動体制の確立については「第2編 第3章 第1節 1. 職員の配備体制」を、情報の収集や伝達については「第2編 第3章 第3節 津波に関する情報の伝達等」によるものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動については「第1編 第3章 第16節 被災者等への的確な情報伝達活動」によるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。情報伝達活動については「第1編 第3章 第16節 被災者等への的確な情報伝達活動」によるものとする。

4. 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5. 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

平成31年3月に内閣府から示された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」を踏まえ、避難行動要支援者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は、宮崎県が設定した最大クラスの津波による津波浸水想定区域とする。また、1週間避難を継続すべき対象者（以下、「高齢者等事前避難対象者」という。）は次のとおりとする。

- ① 高齢者等事前避難対象地域の避難行動要支援者等
- ② 土砂災害警戒区域等居住者
- ③ 未耐震家屋居住者

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象者は、大津波警報、津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、高齢者

等事前避難対象者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。避難準備・高齢者等避難開始の発令基準については、「第1編 第3章 第9節 避難・収容活動」「第2編 第2章 第2節 2. 避難指示等の発令基準」によるものとする。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

町は、高齢者等事前避難対象者に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等（高齢者等事前避難対象者等除く）に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 避難所の運営

町における、避難後の救護の内容については、「第1編 第3章 第9節 1. 1.15 避難場所における救護等」によるものとする。

また、避難所の開設、運営については、「第1編 第3章 第9節 2. 避難所の開設、運営」によるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において開設する指定避難所は、次のとおりとする。

【2.4.2.5】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定収 容人数
1	松瀬集落センター	門川町大字川内3 4 2 8 番地	松瀬地区会長	40
2	三ヶ瀬集落センター	門川町大字川内1 9 8 6 番地 3	三ヶ瀬地区会長	70
3	西門川総合活性化センター	門川町大字川内2 6 7 1 番地 3	活性化センター 0982-64-1112	120
4	門川高等学校 (体育館)	門川町大字門川尾末2 6 8 0 番地	門川高等学校 0982-63-1336	1,000
5	五十鈴小学校 (体育館)	門川町大字門川尾末6 2 7 0 番地	五十鈴小学校 0982-63-0233	1,000
6	平城保育所	門川町平城西1 4 番 2 号	平城保育所 0982-63-3204	150
7	南ヶ丘公民館	門川町南ヶ丘1 丁目 1 0 8 番地	南ヶ丘地区会長	40
8	中央公民館	門川町大字門川尾末 1616 番地 1	中央公民館 0982-63-6060	390
9	中村公民館	門川町大字加草3 3 6 9 番地 1	中村地区会長	50
10	かどがわ温泉心の杜	門川町大字庵川1 9 4 2 番地	心の杜 0982-63-7780	1,000
11	総合福祉センター	門川町庵川西6 丁目 6 0 番地	門川社協 0982-63-7210	600
合計				4,460

6. 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 高齢者等事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7. 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り

8. ライフライン施設の対策

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

9. 交通対策

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に周知するものとする。

(2) 海上

宮崎海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

JR 九州株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、適切な初動体制のもとに、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

10. 町が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおり。

① 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - エ 保育園・幼稚園、小・中学校等においては、児童生徒等に対する保護の方法
 - オ 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事の中断を事前に講ずる等従業員の安全確保の措置をとるものとする。

11. 滞留旅客等に対する措置

県及び町は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を周知するため、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置など、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、津波災害警戒本部を設置し、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。初動体制の確立については「第2編 第3章 第1節 1. 職員の配備体制」を、情報の収集や伝達については「第2編 第3章 第3節 津波に関する情報の伝達等」によるものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動については「第1編 第3章 第16節 被災者等への的確な情報伝達活動」によるものとする。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4. 避難対策等

(1) 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、高齢者等事前避難対象者等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。避難準備・高齢者等避難開始の発令基準については、「第1編 第3章 第9節 避難・収容活動」「第2編 第2章 第2節 2. 避難指示等の発令基準」によるものとする。

また、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

(2) 地域住民等の避難行動等

高齢者等事前避難対象者は、大津波警報、津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するものとする。

5. 避難所の運営

町における、避難所の運営の内容については、「第2編 第4章 第2節 5.(3) 避難所の運営」によるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において開設する指定避難所は、次のとおりとし、避難者の状況に応じて他の避難所を開設、または縮小するものとする。

【2.4.3.5】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想定収 容人数
1	西門川総合活性化センター	門川町大字川内2671番地3	活性化センター 0982-64-1112	120
2	五十鈴小学校 (体育館)	門川町大字門川尾末6270番地	五十鈴小学校 0982-63-0233	1,000
3	中央公民館	門川町大字門川尾末1616番地1	中央公民館 0982-63-6060	390
4	かどがわ温泉心の杜	門川町大字庵川1942番地	心の杜 0982-63-7780	1,000
合計				2,510

6. 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、消防機関等の活動については、「第2編 第4章 第2節 6. 消防機関等の活動」に準じるものとする。

7. 警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、警備対策については、「第2編 第4章 第2節 7. 警備対策」に準じるものとする。

8. ライフライン施設の対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、ライフライン施設の対策については、「第2編 第4章 第2節 8. ライフライン施設の対策」に準じるものとする。

9. 交通対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、交通対策については、「第2編 第4章 第2節 9. 交通対策」に準じるものとする。

10. 町が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、町が管理等を行う施設等に関する対策については、「第2編 第4章 第2節 10. 町が管理等を行う施設等に関する施設の対策」に準じるものとする。

11. 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における、滞留旅客等に対する措置については、「第2編 第4章 第2節 11. 滞留旅客等に対する措置」に準じるものとする。

第5章 関係者との連絡協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の要請

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 広域応援活動

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

広域応援活動について、次の事項とともに「共通対策編 第3章 第5節 広域応援活動」によるものとする。

1. 受入体制の確保

町は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備する。

2. 応援部隊の活動計画

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

3. 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等は、町において準備する。

第3節 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。町は必要があるときは、応援を要請するものとする。

資料編【2.4.2.1】門川町災害応援協定一覧

第4節 海外からの支援の受入

町は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

1. 海外からの救援活動の受入

町は、海外からの救援活動等の支援について、以下の情報を収集して県に報告し、受入等を行う。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携帯品等
- (5) その他必要と思われる事項

2. 救援内容の確認

海外から救援隊派遣や救援物資の提供の申出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

2.1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入方法
- (3) 案内・通訳の必要性

2.2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

3. 関係機関との協力体制

海外からの救援隊派遣や救援物資の受入について、警察、消防及び自衛隊並びに航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。